

さいたま市民生委員推薦準備会設置要綱

(設置)

第1条 民生委員候補者の選定についての調査及びさいたま市民生委員推薦会への報告を行うため、区ごとに、さいたま市民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推薦準備会の委員は、地域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ1名を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 区の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解職できるものとする。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員にふさわしくない非行のあった場合
- (3) 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合

(失職)

第4条 委員が第2条各号に掲げる者に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(委員長)

第5条 推薦準備会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推薦準備会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、推薦準備会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 推薦準備会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推薦準備会の会議は、公開しない。
- 4 推薦準備会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 委員長は、推薦準備会について、議事録を作成するものとする。
- 6 前項の議事録には、委員長及び2人以上の委員が署名しなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 推薦準備会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(幹事及び書記)

第8条 推薦準備会の事務を処理するため、幹事及び書記を置く。

- 2 前項の幹事及び書記は、区長が任命する。

(謝礼の額)

第9条 推薦準備会の委員の謝礼は推薦準備会の会議の開催ごとに日額をもって支給し、その額は次の表の左欄に掲げる者に応じ、同表の右欄に定める金額とする。

	日額
委員長	8, 800円
委員	8, 200円

(庶務)

第10条 推薦準備会の庶務は、区の健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推薦準備会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。